

第9 裁判のIT化

1 裁判のIT化の現状と日弁連の活動

裁判のIT化（e裁判）は、大別、①e-Filing（裁判書類を紙ではなく電子ファイルで提出、保管する）、②e-Court（裁判期日をテレビ会議等で行う）、③e-Case Management（裁判記録をデータベースで管理・共有する）の要素から構成され、コスト削減、場所的格差解消、裁判迅速化、手続の透明性向上、裁判情報の高度利用実現化などのメリットがあると考えられる。

韓国、シンガポール、アメリカなど諸外国では、裁判のIT化が積極的に導入され、それ以外の国でも検討が進められている。しかし、我が国では、諸外国と比較し、裁判におけるIT利用は極めて限定的なものに止まっている。民事訴訟法上は、2004（平成15）年改正の際、オンラインによる申立て等の規定を新設していたが（同法132条の10等）、現実には督促手続オンラインシステムが導入された程度に止まっている。裁判所も、海外調査を行うなど一部で調査研究が行われていたとはいえ、全体的にはITの導入検討につき積極的な姿勢であったとは言い難かった。

日弁連では、弁護士業務改革委員会内のIT検討PTメンバーが裁判のIT化の調査研究を続けていた。近年では、2015（平成27）年4月にシンガポール、2017（平成29）年4月に韓国に海外視察をしたり、2015（平成27）年10月に岡山で開催された業務改革シンポジウムの分科会で諸外国の状況報告を行うなど地道な活動をしていたが、現実化に向けた気運には恵まれていなかった。

2 裁判のIT化に向けた政府の動き

ところで、政府は、2015（平成23）年6月に閣議決定した「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」において、「企業が活動しやすい国とするためには、エネルギー・環境制約の解消等を通じて産業基盤の強化を図るとともに、日本や都市の競争力を更に高めることが必要である」との認識の下、「第一歩として、2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングで日本が現在の先進国15位から3位以内に入ること、世界の都市総合力ランキングで東京が現在の4位から3位以内に入ることを目指し、大胆な事業環境整備を進める」との目標を掲げていた。

ところが、日本の順位はむしろ年々低下してしまい（OECD加盟国中、15位（2013〔平成25〕年・2014〔平成26〕年）→19位（2015〔平成27〕年）→24位（2016〔平成28〕年）→26位（2017〔平成29〕年））、分野別比較では、信用供与、少数投資家保護、法人設立等とともに、契約執行（裁判所手続）の分野においてOECD平均を下回っていた。事業者にとっての事業環境という視点から、行政のみならず司法（裁判所）のあり方も評価を受ける結果、裁判所が政府の成長戦略の足枷となっている姿が、数字的に明らかとなった。特に、事件管理と裁判の自動化の項目が低評価であり、裁判のIT化が進んでいなかったことがその主要因であった。

このような事情を背景に、政府は、2017（平成29）年6月の閣議決定（未来投資戦略2017）で、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」として、事業環境改善に資する取組分野の1つに裁判のIT化を取扱う方針を明確にした。そして、同閣議決定を踏まえ、同年10月、日本経済再生本部の下に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、訴状・答弁書・証拠資料等のインターネットからの24時間いつでも提出可能となるシステムや、テレビ会議システムを利用したの双方当事者・代理人が出廷せずに審理する法廷の在り方等、民事裁判のIT化に向けた検討が開始されるに至った。

3 今後の展望

今後は、上記会合を舞台に裁判のIT化の具体的な検討が進むことが期待される。検討の際には、事業者目線として依頼者のみならず代理人たる弁護士の利便性向上等を目指すことが期待される。

弁護士会としても、法曹実務家団体の立場から、秘密保持やなりすましの課題等を含め、実務的観点から広い視点で最高裁判所とも十分な協議をし、裁判所の制度的、技術的その他種々の問題意識を汲み取りつつ積極的かつ建設的な提言を行うなどして、年度内に結論を得る目標達成にも協力していく一方、具体的な実務的準備にも着手するなど裁判のIT化進展に資する活動を展開することが望まれる。ITに精通した裁判所職員の養成ないし採用の抜本的拡大も急務になると想像される。

また、（導入の先後はともかくとして）倒産・成年後見などを含めた全分野的な導入が推進されるべきであり、判決文の公開拡大・迅速化（匿名化技術の導入）を視野に入れた制度設計の検討も期待される。

なお、当面は民事裁判のIT化を中心的に検討していく模様であるが、刑事手続についても、IT化により事前開示や保釈申請の負担軽減、謄写費用の経費削減など種々のメリットを見込むことができ、近い将来における導入検討が期待される。